

シリーズ「グローバル・ジャスティス」第1回

イスラームとグローバル・ジャスティス

内藤正典（グローバル・スタディーズ研究科 教授）

グローバル・スタディーズ研究科大学院セミナー「グローバル・ジャスティス」第1回が開催されました。開催にあたって、同研究科岡野八代教授から、挨拶がありました。その中で、このセミナーの趣旨である「現代におけるグローバル・ジャスティスについて考えること」の必要性を、自らの価値観・世界観の中心性・絶対性を相対化することの意義と「正義とは強者の利益に過ぎない」という正義論解釈に対する批判という側面から、強調されました。

さて、第1回講師は、内藤正典氏（グローバル・スタディーズ研究科教授）でした。今回のテーマ「イスラームとグローバル・ジャスティス」は、1) 誤認の構造、2) 歴史認識、3) 共約不可能性、4) 衝突、5) 和解若しくは共存の可能性の5つを軸に、以下のように論じられました。

1) 誤認の構造

9.11 後の様々なイスラーム及びムスリム論、また対テロ戦争という暴力的な形でのイスラーム社会に対する抑圧は、欧米を中心とした先進国の誤ったイスラーム・ムスリム観に基づいている。先進国におけるムスリム女性のスカーフ着用問題とイスラームの宗教指導者に関する西洋側の対応をめぐる二つの事例は、この誤認の構造を露わにする。まず、スカーフ問題においては、イスラームに批判的な言説が「(着用を希望している女性) 本人の主体的な意志の存在」を否定しているために、議論がかみ合わず一致点が見出せない上に、信教の自由を自分たちには認めていないとムスリムに解釈される。さらに、宗教指導者に関して言うと、イスラームは、聖俗不可分であり基本的に「聖職者」を教義上認めていない。また、イスラームの教義上の解釈はほぼ一つで固定されており、変更できない。しかし、現実には、全てのムスリムが教義を正しく理解しているわけではない。だが、このようなイスラームの構造が欧米などの先進国に知られていないために、一般のムスリムに対する、ビン・ラディンやそれぞれの国家が独自に選んでいる宗教的権威の影響力を先進国は見誤っている。

2) 歴史認識

イスラームに対する誤解は、歴史認識という点からも解きほどこかないといけない。中東における絶え間ない紛争やジハードによる暴力の肯定をもって、イスラームを「沙漠で生まれた根本的に暴力的・抑圧的な宗教」とする考え方が西洋側やわたしたちにはある。しかし、紛争の原因となった、中東における「国民国家」の国境線を引いたのは英仏などの

列強諸国である。また、イスラームには領域性という概念が本来ない。要するに、西洋側が、「国民国家」という概念を自分たちが無理やり押し付けたことを無視して、自爆テロなどの個々の現象だけを見て、イスラームを野蛮で暴力的であると一方的に断じているのである。

3) 共約不可能性

西洋とイスラームの世界観は、同じ基準では比較不可能である。このことは、それぞれが持つ「人間の主体性の確立（個人の自由）」という概念を見ればわかる。西洋における自由は、抑圧装置としての教会組織と政治との分離という形で、「神」から解放されることを意味した。一方、イスラームには「聖職者」及び教会組織が存在しないため、イスラームにおける自由は「神」からの分離を伴わない。それ故に、ムスリムには、西洋における世俗主義や政教分離が理解されず、「神」からの解放による「個人の自由」の帰結の一つである（外形的な）男女平等も理解されない。この「神」と共にあることによる「個人の自由」は、一見抑圧的で女性差別的なイスラーム法の実情を、イスラーム法（神の法）と国家の法（人の法）との関係性という観点から見ていけば理解できる。ここで重要なのは、共約不可能性が、イスラーム法と近代以降の西洋の法体系間にも存在するという点である。例えば、前者における殺人に対する罰は、公法上の刑罰としては扱われず、同害報復という形で遺族の権利、つまり民事の解決法として規定されている。さらに、イスラーム法執行を教義上主に課せられているのは為政者、現実には国家である。つまり、イスラーム法が抑圧的な面を発揮するかどうかは、「神」ではなく、国家次第であり、「神」が抑圧装置として機能することはない。したがって、「(サウジアラビアのような) 厳格なイスラーム国家であるか、(トルコのような) 世俗主義的な国家であるか」という基準による分類は誤りで、(教義の解釈は一つしかない以上) 国家間に存在するイスラーム法執行の実情の差異は神の法と人の法との関係性というコンテキストで理解しなくてはならない。また、このように西洋近代の「国民国家」という概念をイスラーム諸国に当てはめてみると、これらの国家では神の法が人の法に優越するとみなされているという現実が浮き彫りになり、(人の法が神の法に優越するという意味での世俗主義を前提とする)「国民国家」という概念そのものの限界をも示しているといえよう。

4) 衝突

これらのイスラームに対する西洋側の誤認を念頭に置くと、双方の衝突は、「イスラーム原理主義」の台頭によるものではなく、弱者（ムスリム）への抑圧に対する怒りが暴発した結果であるということがわかる。確かにイスラームは教義上、共同体存亡の危機に際しては防衛のための暴力を肯定するが、非イスラーム教徒を殲滅するために暴力を用いた例はない。イスラーム帝国においては、非ムスリムからの税収から利益を得ていたためである。また、イスラームの暴力性の象徴とされるジハードも、ムスリム共同体への抑圧に対

する抵抗という意味を持つに止まり、非ムスリムに対する民族浄化とは教義上はなりえない。そして、このイスラームの教義と現実との差異は、キリスト教におけるそれとは対照的である。もし残虐な行為が一部のムスリムによって行われているのなら、彼らにこそ真正のイスラームを教えるべきではないか。

5) まとめ、あるいは和解若しくは共存の可能性

双方の和解は不可能だが、共存は可能である。その共存形態としては、イスラームは本来領域性に馴染まないという点を考慮して、かつてのオスマン帝国型の共同体が理想ではないかと考える。だが、現実には双方とも領域が規定された「国民国家」という枠組みに縛られているため、様々な困難がある。そして、西洋側による「国民国家」維持への試みに伴うイスラーム／ムスリムに対する抑圧が続けば、正義は「神」の手（そして神の法を戴く自分たちの側）にあるとの思いをムスリムは持ち続ける。一方、西洋側は、「神」から離れることによって獲得していった人権をもとにした正義を絶対視し、正義はこちらにあると考える。このままでは、双方は平行線のままで議論にならない上に、プロパガンダによる暴力が蔓延る。この暴力の応酬を止め、議論を始めるのが、自分たち（ムスリムではない）研究者の役割である。

こうした内容に対して、参加者からは、内藤氏が抱くオスマン帝国型の共同体に対する質問、タリバンと彼らの持つイスラームの知識を教育、延いては階級という視点から問う質問などが寄せられました。

小松飛彦（同志社大学大学院アメリカン・スタディーズ研究科）